

## 東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表（以下「時刻表」という。）への有料広告の掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等の基準)

第2条 広告掲載等は、東浦町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、交通会議資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

- 2 法令等に違反するもの又はそのおそれがある広告は、広告掲載等の対象としない。
- 3 町税等の滞納がある者の広告については、掲載しない。

(広告の規格等)

第3条 広告掲載の位置、規格、枠数、掲載料及び掲載期間は、別表のとおりとする。

(時刻表の規格等)

第4条 広告を掲載する時刻表は、A1サイズ（A4折り込み）、4色両面カラーとし、発行部数は20,000部以上とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、町ホームページ等で行うものとする。

(広告掲載等の申込み)

第6条 広告掲載等を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載等申込書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、東浦町地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）に申し込むものとする。

- (1) 会社案内等（事業の概要がわかるもの）
  - (2) 住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（町外の事業所等のみ）
  - (3) 広告案、事業計画書等の広告掲載等に係る書類
  - (4) その他会長が必要と認める書類
- 2 他の申込者を代表し、又は代理し広告掲載等を申し込む者は、自らの申込書及び添付書類に、他の申込者に係る申込書及び添付書類を添えて会長に申し込むものとする。

(審査及び選定)

第7条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込み内容を審査し、その結果を広告掲載等決定・却下通知書（様式第2）により申込者に通知する。

- 2 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められる者が広告掲載等の募集数を超えた場合は、先着順により、広告掲載等を行う者を選定する。

(広告原稿の提出)

第8条 広告掲載等決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、会長の

指定する期日までに広告の原稿を電子媒体で作成し、会長が指定する場所に提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載者は、会長が指定する口座に広告掲載料を期日までに納入しなければならない。ただし、広告を掲載した広告媒体を無償提供する場合は、この限りでない。

(広告掲載等の取消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。
- (2) 広告内容が広告案、事業計画等と著しく相違するとき。
- (3) 広告掲載料が指定する期日までに納入されなかったとき。
- (4) 広告に関する原稿等が指定する期日までに提出されなかったとき。
- (5) 書面により広告掲載者の決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他会長が広告掲載を適当でないとしたとき。

(掲載料の還付)

第11条 天災、事故等の広告掲載者の責に帰さない理由により、広告の掲載が行われなかった場合は、広告掲載料を還付するものとする。

2 広告掲載者は、前項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとするときは、東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表広告掲載料還付請求書(様式第3)を会長に提出するものとする。

3 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(掲載の取下げ)

第12条 広告掲載者が自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表広告掲載取下申出書(様式第4)を会長に提出するものとする。この場合において、当該申出書を提出できる期間は、申込日から広告掲載の決定通知後7日までとする。

(広告掲載者の責任)

第13条 広告掲載者は、広告掲載又は広告の内容により発生する負担その他広告掲載に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

位置	規格	枠数	掲載料	掲載期間
路線図面 右上	縦 50mm×横 65mm	4 枠	8,000 円	新たに時刻表を発行するまで。

様式第1（第6条関係）

広告掲載等申込書

年 月 日

東浦町地域公共交通会議会長

東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表有料広告掲載要綱の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

また、東浦町公共交通会議が町税等の滞納状況調査を行うことに同意します。

申 込 者	住 所 所在地	
	名 称	
	代表者 職氏名	
	電 話	
	F A X	
	Eメール	
	担当者氏名	
	業 種	
申 込 内 容	広告媒体	東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表広告
	その他	

- 添付書類
- 1 会社案内等（事業の概要がわかるもの）
  - 2 住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（町外の事業所等のみ）
  - 3 広告案、事業計画書等の広告掲載等に係る書類
  - 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

## 広告掲載等 決定・却下 通知書

名 称  
代表者職氏名

東浦町地域公共交通会議会長

年 月 日付で申込みのあった広告掲載等について、下記のとおり決定・却下  
します。

### 記

広告媒体	東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表広告
広告掲載料	8,000円
納期限	年 月 日
広告原稿 提出期限	年 月 日
その他	

様式第3（第11条関係）

年 月 日

東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表広告掲載料還付請求書

東浦町地域公共交通会議会長

申込者 住所  
名称  
代表者職氏名  
電話

東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表有料広告掲載要綱の規定に基づき、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

請 求 額		円
振込先	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 本店・支店
	預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

様式第4（第12条関係）

年 月 日

東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表広告掲載取下申出書

東浦町地域公共交通会議会長

申込者 住所  
名称  
代表者職氏名  
電話

広告掲載を取り下げたいので東浦町運行バス「う・ら・ら」時刻表有料広告掲載要綱の規定に基づき、下記のとおり申し出します。

記

取下日	年 月 日
取下理由	